

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、当初は製造業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日からは守衛業務に従事するようになった。
- 2 請求人によると、請求人は入社以来、工場担当一筋で約〇年間勤務してきたが、守衛業務になってから、社員にほぼ毎日のように嘲笑され、他の守衛メンバーからも嫌がらせを受けるようになり、精神的・肉体的にも耐えられなくなったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「不安障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の意見を踏まえた上で、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F4 神経症性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて同医師の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

##### ア 「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

##### イ 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、製造業務から守衛業務に配置転換されたこと、その後、人事部長から「定年まで守衛担当をしてもらう。」と言われたことから本件疾病になった旨を主張するが、配置転換そのものは評価期間内の出来事ではないことから、業務による心理的負荷の評価の対象とはならない。

そこで、配置転換後に異動希望をしたにもかかわらず、これが叶えられなかったことについてみると、同希望は、人事部の上司により拒絶されたということであり、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に該当するとみて評価することが相当である。

この点について、会社関係者は、「請求人には『会社は適性を見て判断している。』という説明を何度もしている。」と述べており、請求人に対しての説明は尽くされているものと認められ、また、当該配置転換に至る経緯について精査するも、請求人を殊更に差別する等、不当な意図があったとは認められず、異動希望が叶えられなかったことをもって、業務による強い心理的負荷をもたらされた出来事があるとは評価し得ない。

当審査会としても、決定書理由の説示のとおり、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

- (4) 以上のことから、請求人の本件疾病発病前の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」ととどまるものであるので、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。